

令和2年

# 豊田市交通安全市民運動実施要綱



令和元年度 交通安全ポスターの部 豊田市長賞 受賞作品

## 豊田市交通安全市民会議

〒471-8501 豊田市西町3-60 豊田市役所 交通安全防犯課内

TEL 0565-34-6633 FAX 0565-32-3794

ホームページ <https://signal.toyota.aichi.jp/>

\*本冊子に掲載されている交通安全ポスターについて

令和元年6月から9月にかけて、交通安全意識の高揚を目的として交通安全のポスター・作文・標語を募集し、ポスター2,988点、作文321点、標語4,483点の応募をいただきました。本冊子に掲載している交通安全ポスターは、その中の一部の作品です。

## 趣 旨

一瞬にして尊い命を奪い、平和な暮らしを破壊する交通事故をなくすことは、私たち豊田市民の切実な願いです。しかしながら、多くの人々の努力にもかかわらず、交通違反などを原因とする悲惨な交通事故は後を絶ちません。

愛知県内では高齢者が交通事故死者数の約半数以上を占めているほか、交差点における事故や車両単独の死亡事故が高い割合となるなど、依然として厳しい状況が続いています。

そこで、各季の交通安全市民運動を通じて、市民一人ひとりが人命尊重の理念のもとに、歩行者優先の思いやり運転の励行と交通ルールの遵守に努め、安全で快適な交通社会の実現と交通事故による犠牲者の減少を目指します。

## 目 標

第10次豊田市交通安全計画に掲げる交通事故による死傷者数を令和2年までに1,700人以下にすることを目標に、市や関係機関と共働して達成に努めます。

## スローガン

**ストップ・ザ 交通事故 ～高めようモラル 守ろうルール～**

## 取組重点

- ◎ 歩行者保護モデルカー活動の推進
- ◎ とまってくれてありがとう運動の推進
- ◎ 自転車の安全利用の促進
- ◎ 高齢者と子どもの交通事故防止
- ◎ 歩行者・自転車の交通事故防止
- ◎ 飲酒運転の根絶
- ◎ すべての座席でシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底

## 取組内容

### ○ 家庭

- 1 日常生活の中でヒヤリとした体験や安全な道路の通行方法、自転車の乗り方、交通ルールの大切さについて話し合い、交通安全の意識を高めます。
- 2 外出するときは、時間にゆとりをもって出掛ける習慣を身につけます。
- 3 歩行者はドライバーから目立つよう、横断歩道で手を挙げて横断する「ハンド・アップ」の実践と、夜間に外出するときは、明るい色の服装で反射材を着用します。
- 4 ドライバーは早めのライト点灯とハイビームの活用を実践します。また、横断歩道で歩行者を見たら必ず止まる、横断歩行者の保護を徹底します。
- 5 自転車乗用時のヘルメット着用を徹底し、自転車保険などに加入します。
- 6 すべての座席でシートベルト・チャイルドシートを正しく確実に着用します。
- 7 「飲酒運転四（し）ない運動」、「ハンドルキーパー運動」を実践します。
- 8 ながら運転禁止を徹底します。

### ○ 地域

- 1 通学路の見守りなどのボランティア活動を推進します。
- 2 反射材の普及やシートベルト・チャイルドシート着用を呼び掛けます。
- 3 校区交通安全推進協議会や自治区などで、歩行者・自転車の安全な通行を確保する取組の推進、横断歩道の利用促進を図ります。
- 4 「飲酒運転四（し）ない運動」、「ハンドルキーパー運動」を推進し、飲酒運転根絶の気運を高めます。
- 5 地域の会合の際に、ドライバーには「速度遵守・ハイビームの活用・歩行者優先」、歩行者には「ハンド・アップ」の実践を呼び掛けます。

### ○ 学校、こども園、幼稚園

- 1 交通ルールの大切さを学びます。
- 2 歩行中の安全な通行方法や自転車の安全な利用方法について、子どもと保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室を開催します。
- 3 交通指導員や地域のボランティアと緊密に連携し、情報交換をします。
- 4 PTAなどの協力を得て、通学路の危険箇所を点検します。

### ○ 職場

- 1 従業員に対して交通安全教育を実施します。
- 2 職場全体で道路利用者として交通ルールを遵守します。
- 3 早めのライト点灯とハイビームの活用を推進します。
- 4 すべての座席でシートベルトの正しい着用を徹底します。
- 5 飲酒運転やながら運転を根絶するための指導を徹底します。
- 6 「速度遵守・ハイビームの活用・歩行者優先」の思いやり運転（歩行者保護モデルカー活動）を実践します。

## 運動の進め方

豊田市交通安全市民会議に加盟する団体は、各関係機関と相互に連携を図りながら、市民総ぐるみの運動となるよう、それぞれの地域や組織の実情に応じた運動を展開し、各季の運動の重点を踏まえた具体的な実施計画を策定し、自主的かつ積極的な活動を推進します。

また、豊田市が抱える3つの交通安全課題（下記のとおり）を解決するため、豊田市は第10次豊田市交通安全計画を策定しました。豊田市交通安全市民会議も積極的に周知啓発を行っていきます。

### 豊田市が抱える交通安全課題

- ① 高齢者及び子どもの安全確保
- ② 歩行者及び自転車利用者の安全確保
- ③ 生活道路における安全確保



## 推進する運動

### 1 各季の交通安全市民運動

各季（春・夏・秋・年末）年4回の運動期間中、「全市民参加」を目標に関係機関・団体と協力して街頭活動を行い、交通安全意識をより高め、交通事故の防止を図ります。

各季の運動	期間	市内一斉交通安全街頭活動の日
春の交通安全市民運動	4月6日（月）～4月15日（水）	4月6日（月）
夏の交通安全市民運動	7月11日（土）～7月20日（月）	7月13日（月）
秋の交通安全市民運動	9月21日（月）～9月30日（水）	9月23日（水）
年末の交通安全市民運動	12月1日（火）～12月10日（木）	12月1日（火）

## 2 交通事故死ゼロの日

市内一斉の活動として、地域の実情に応じた活動を展開し、交通死亡事故の防止を図ります。

《毎月10日、20日、30日》

《交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（金）、9月30日（水）》

## 3 歩行者保護運動

### ① 「歩行者保護モデルカー活動」の推進

活動を委嘱された事業所が、自社の車両にステッカーを貼り、下記の3項目を実践した運転を行い、安全運転のけん引役を担うことで、交通事故抑制を目指しています。

また、市民向けのステッカーを配布し、市内全域で活動の拡大を図っています。

本活動の周知及び実践により、ドライバー一人ひとりの意識が向上し、歩行者にやさしい安全な豊田市であることを目指します。

## 歩行者保護モデルカー 実践3項目

- ★速度遵守 …………… 制限速度を必ず守る
- ★ハイビームの活用 …… ライト点灯時はハイビームを活用する
- ★歩行者優先 …………… 横断歩道で歩行者を見たら必ず止まる



委嘱事業所用  
ステッカーデザイン



市民向け  
ステッカーデザイン



## 「とよた3Sドライブ」を実践しましょう！

『とよた3Sドライブ』とは、交通事故を防止するための基本的な運転行動です。3つの「S」を実践することで、車優先のまちから歩行者優先のまちを目指しましょう。



- 【Slow（スロー）】 …… ゆっくり発進 ゆっくり停止
- 【Smart（スマート）】 …… 余裕の車間距離で、加減速の少ない運転
- 【Stop（ストップ）】 …… 横断歩道で歩行者を見たら必ず“止まる”

## ② とまってくれてありがとう運動

横断歩道の前で、一時停止したドライバーに対して、歩行者側から積極的に会釈などで「とまってくれてありがとう」と感謝を伝え、横断歩道を渡る際の安全確認の徹底を図ります。また、ドライバーは、歩行者からのありがとうの行動により、自身の運転姿勢を正し、横断歩道で歩行者を優先する運転を実践します。



とまってくれてありがとう運動のロゴマーク

## ③ ハンド・アップ運動

道路を横断する時、歩行者はドライバーに横断する意思を明確に示すために手を挙げ、ドライバーは歩行者に思いやりの気持ちをもって停車します。歩行者とドライバーが横断時に意思疎通を図る横断方法を「ハンド・アップ運動」として推進します。

《横断歩道の日 毎月11日》



ハンド・アップ運動のシンボルマーク



令和元年度 交通安全ポスターの部  
優秀作品

## 4 自転車・二輪車の安全利用

### ① 安全利用啓発活動

自転車・二輪車の交通事故の特徴や事故抑止の方策、自転車の安全利用方法などについて重点的に啓発活動を実施します。

《自転車・二輪車安全利用の日 毎月10日》

《自転車・二輪車安全利用月間 5月》

《バイクの日 8月19日(水)》

### ② 自転車の安全で適正な利用に関する条例の制定

自転車の安全で適正な利用の普及啓発に関する施策を推進することで、自転車利用者の交通安全の確保及び交通安全意識の向上、自転車事故による被害者の保護を図ります。

《取組内容》

- 1 自転車交通安全教育の充実
- 2 自転車利用時の交通ルールの遵守
- 3 ヘルメット着用の促進
- 4 自転車損害賠償保険等への加入促進
- 5 自転車安全利用推進強化地区の指定



令和元年度 交通安全ポスターの部 優秀作品

## 5 飲酒運転の根絶

愛知県内では、依然として飲酒運転に起因する重大な交通事故が後を絶たないことから、飲酒運転が引き起こす結果の重大性、悲惨さなどを市民の意識に浸透させ、その根絶を図るために年間を通じて各種の取組を実施します。

### ① 飲酒運転根絶の周知徹底と広報啓発

飲酒運転のもたらす危険性や『飲酒運転四（し）ない運動（運転するなら酒を飲まない。酒を飲んだら運転しない。運転する人に酒をすすめない。酒を飲んだ人に運転させない。）』などを積極的に広報するとともに、飲酒運転根絶宣言署名を実施し、飲酒運転根絶の気運を高めます。

### ② 飲酒運転を根絶する環境の醸成

飲酒を伴う会合などには、車を運転して行かないように指示を徹底するとともに、酒類販売業者や飲食店などと連携して、『ハンドルキーパー運動』の推進や運転代行サービスの利用を勧めるなど、地域ぐるみの運動を推進します。

※ハンドルキーパー運動とは、自動車仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動です。



### ③ 飲酒運転根絶の日・飲酒運転根絶強調月間

《飲酒運転根絶の日 毎月第4金曜日》

《飲酒運転根絶強調月間 12月》

## 6 高齢者を交通事故から守る日・週間

発生すると重大な交通事故につながりやすい高齢者の事故を防止するため、高齢者とその周囲の交通安全意識を高めるとともに、ドライバーの思いやり意識の浸透を図るための啓発活動を集中的に行います。

《高齢者を交通事故から守る日 毎月30日（2月は末日）》

《高齢者交通安全週間 9月14日（月）～9月20日（日）》

## 7 ライト・オン運動とハイビームの活用

### ① ライト・オン運動（夕暮れ時の前照灯早め点灯運動）

薄暗くなる夕暮れ時は、視認性が低下し、人や車の動きが見えにくくなる上、仕事や学校からの帰宅時間で人や車の交通量が増える時間帯と重なることから、交通事故が多発する傾向にあります。

ドライバーの視認性の向上を図り、歩行者や自転車利用者、対向車に自車の存在をいち早く知らせるために、早めにライトを点灯することを推進します。

また、歩行者・自転車利用者には反射材の普及促進活動を実施します。

点灯時刻の目安（日没時刻のおおむね1時間前）

1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
16:00	16:30	17:00	17:30	18:00	18:00
7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
18:00	17:30	17:00	16:30	16:00	16:00



ライト・オン運動の  
シンボルマーク



令和元年度 交通安全ポスターの部  
足助警察署長賞 受賞作品

② ハイビームの活用

夜間に発生する車両と横断中歩行者の交通事故において、ほとんどの車両は前照灯（ヘッドライト）が下向き（ロービーム）です。

前照灯を上向き（ハイビーム）にすることで、下向きの場合よりも2倍以上遠くから歩行者を発見することができるため、街灯の少ない暗い道を走行する時や、前を走行する車・対向車がない時などには、ハイビームの活用を推進します。



8 すべての座席のシートベルト・チャイルドシート着用徹底年間運動  
～「カチッと100！」を合言葉に、着用率100%を目指して～

シートベルト・チャイルドシートの交通安全上の有効性については実証されており、すべての座席で正しい着用を推進します。

- 《シートベルト・チャイルドシートの日 毎月20日》
- 《シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間》  
2月11日（火）～ 2月20日（木）
- 《県内一斉シートベルト・チャイルドシート関所》  
2月20日（木）

# 豊田市交通安全市民会議の事業

前項のほか、市民の交通安全意識の向上を図るため、市民会議では次の事業を実施します。

## 1 広報活動

地元ラジオ・CATV、テレビ、新聞などのメディアを使った広報活動、ホームページによる情報発信を実施していきます。

## 2 交通安全活動の支援

交通安全市民運動をはじめ、自治区、高齢者クラブ、学校などの加盟団体が自主的に行う交通安全活動に対し、タスキやサインボードの支給などの必要な支援を行います。

## 3 イベントへの参画

市内各種イベントに積極的に参画し、市民の交通安全意識の高揚を図ります。

## 4 交通安全ポスター・作文・標語の募集

作品の制作を通して、交通安全意識の向上を図るとともに、入賞作品は交通安全啓発に活用します。また、各地域での展示を行います。

## 5 豊田市交通安全市民大会の開催

市民が交通安全の大切さを考える機会として、交通安全関係者が一堂に会し、交通事故撲滅の決意を新たにします。

## 6 個人・各種団体の表彰

交通安全活動に貢献した個人や団体を称え、交通安全意識の高揚を図ります。

### (1) 豊田市交通安全グリーン功労章の贈呈

地域や職域で交通安全の推進に功績のあった市民、団体

### (2) 交通事故防止優良校・園の表彰

交通安全の教育指導が顕著で、一定の期間において交通事故防止の成果を挙げた小学校、中学校、こども園、幼稚園

## 7 統計資料の発行

豊田警察署、足助警察署と連携しながら、「交通事故発生状況統計資料」及び「交通安全市民会議ニュース」を毎月発行するとともに、「とよたの交通事故」を年1回発行します。

## 8 緊急啓発

市内で交通死亡事故が多発した際に、緊急的に立哨活動や決起大会などを実施し、市民に交通安全行動の実践を呼び掛け、交通事故抑止への注意喚起を行います。

## ○ 豊田市交通安全条例

(目的)

第1条 この条例は、交通の安全について、市、市民及び車両の使用者等の責務を明らかにするとともに、交通の安全の確保に関する施策の基本となる事項を定めることにより、交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生命、身体及び財産の保護並びに快適な生活の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、市民の交通安全意識の高揚及び交通の安全を確保するため、啓発活動、道路交通環境整備等の総合的な交通安全対策を実施するものとする。

2 市は、前項の対策の実施に当たっては、国、県、警察その他関係機関及び団体（以下「関係機関等」という。）と緊密な連携を図るものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、交通社会の一員としての責任を認識し、日常生活を通じて自主的かつ積極的に交通安全意識及び交通マナーの向上に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、市及び関係機関等が実施する交通の安全に関する施策に協力しなければならない。

(車両の使用者等の責務)

第4条 車両を自らの事業において使用する者（以下「車両の使用者」という。）は、使用する車両の安全な運転を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 車両を運転する者（以下「車両の運転者」という。）は、歩行者の安全を確保する等の安全な運転に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、車両の使用者及び車両の運転者は、市及び関係機関等が実施する交通の安全に関する施策に協力しなければならない。

(高齢者の交通事故防止)

第5条 市は、高齢者の交通事故防止のために必要な交通の安全に関する施策を実施するものとする。

2 市民、車両の使用者及び車両の運転者は、高齢者の交通の安全の確保を図るため、高齢者が安心して道路を通行できるように配慮するよう努めなければならない。

3 高齢者は、加齢に伴って生ずる身体機能の低下を理解するとともに、交通の安全の確保に自ら努めなければならない。

(飲酒運転の根絶)

第6条 市は、関係機関等と連携して、家庭及び地域における飲酒運転の根絶のため広報啓発活動を行い、飲酒運転の根絶に資する施策を実施するものとする。

2 市民、車両の使用者及び車両の運転者は、飲酒運転が重大な交通事故の原因となることを認識するとともに、家庭、地域、事業所等において、飲酒運転を助長するおそれのある環境の根絶に努めなければならない。

3 酒類を提供する飲食店及び酒類の販売店を営む者は、客の見やすい場所に飲酒運転の防止を呼びかける文書、ポスター等を掲示する等、飲酒運転の根絶のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(自転車の交通事故防止)

第7条 市は、自転車の安全利用を推進するための施策を実施するものとする。

2 自転車の運転者は、歩行者及び他の車両の安全に配慮し、自転車が原因となる交通事故の防止に努めなければならない。

(良好な道路交通環境の確保等)

第8条 市は、交通の安全を確保するため、市の管理する道路の改良及び新設並びに交通安全施設の整備を促進し、良好な道路交通環境の確保に努めなければならない。

2 市長は、良好な道路交通環境を確保するために必要があると認めるときは、関係機関等に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(交通安全計画の策定)

第9条 市長は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）の規定に基づき、豊田市交通安全計画（以下「計画」という。）を策定する。

2 市長は、計画を策定するに当たっては、あらかじめ、広く市民の意見を聴くものとする。

(交通安全教育の推進)

第10条 市長は、交通安全意識の高揚を図るため、児童及び生徒、若者並びに高齢者等の各年齢層に応じた交通安全教育を推進するものとする。

(広報の実施及び情報の提供)

第11条 市長は、前条に定める交通安全教育の徹底を図るため、市民に対し、交通の安全に関する広報啓発活動を積極的に行うほか、必要な情報を適切に提供するものとする。

(交通安全活動の推進)

第12条 市長は、市内の各種団体等をもって組織する豊田市交通安全市民会議（以下「市民会議」という。）と協力して、市民による自主的な活動を効果的に推進するとともに、交通の安全に関し、必要に応じて市民会議の意見を求めるものとする。

2 市民会議は、関係機関等との連携を図り、市民に対する交通安全意識の高揚及び啓発に努めるものとする。

(交通死亡事故等発生時の措置)

第13条 市長は、交通死亡事故が発生した場合又は特定の地域において交通事故が多発した場合で必要があると認めるときは、関係機関等と協議して総合的な交通事故防止対策を検討するものとする。

2 市長は、交通死亡事故が多発した場合は、関係機関等と協議の上、必要があると認めるときは、交通死亡事故多発非常事態宣言を発し、交通死亡事故を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(団体への助成)

第14条 市長は、地域における交通事故防止活動その他交通の安全の確保に関する活動の促進を図るため、交通安全活動を行う団体に対し必要な助成を行うことができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

# 豊田市交通安全市民会議加盟団体



豊田市PTA連絡協議会  
豊田工業高等専門学校  
豊田市生徒指導連絡協議会  
連合愛知豊田地域協議会  
トヨタ交通安全連絡協議会  
トヨタ自動車労働組合  
豊田市小中学校長会  
愛知県立学校西三北地区校長会  
豊田市こども園保護者の会  
豊田市私立幼稚園協会  
豊田市私立幼稚園保護者の会連合会  
豊田市婦人交通安全奉仕会  
豊田市区長会  
豊田商工会議所  
豊田ロータリークラブ  
豊田東ロータリークラブ  
豊田西ロータリークラブ  
豊田中ロータリークラブ  
豊田ライオンズクラブ  
豊田南ライオンズクラブ  
豊田加茂ライオンズクラブ  
豊田東名ライオンズクラブ  
豊田青年会議所  
豊田市消防団  
豊田地区安全運転管理協議会  
愛知県交通安全協会豊田支部  
愛知県交通安全協会足助支部  
足助地区安全運転管理協議会  
愛知県豊田ダンプカー協会  
愛知県自動車整備振興会豊田支部  
愛知県自転車・モーター商協同組合豊田支部  
愛知県石油商業組合 西三河連合会 豊田地区  
日本自動車連盟愛知支部  
豊田市子ども会育成連絡協議会  
豊田市スカウト活動育成団体協議会  
豊田市社会福祉協議会  
豊田市高齢者クラブ連合会  
豊田市職員労働組合連合会  
愛知工業大学  
中京大学  
杜若高等学校  
あいち豊田農業協同組合  
協同組合豊田市鉄工会  
エフエムとよた株式会社  
ひまわりネットワーク株式会社  
社会福祉法人豊田市福祉事業団  
株式会社豊田ほっとかん  
豊田大谷高等学校  
マジックゼロ  
童子山小学校区交通安全推進協議会  
挙母小学校区交通安全推進協議会  
根川小学校区交通安全推進協議会  
小清水小学校区交通安全推進協議会  
前山小学校区交通安全推進協議会  
山之手小学校区交通安全推進協議会  
美山小学校区交通安全推進協議会  
寺部小学校区交通安全推進協議会  
平井小学校区交通安全推進協議会

野見小学校区交通安全推進協議会  
古瀬間小学校区交通安全・防犯推進協議会  
矢並小学校区交通安全推進協議会  
高嶺小学校区交通安全推進協議会  
寿恵野小学校区交通安全推進協議会  
畷部小学校区交通安全推進協議会  
堤小学校区交通安全推進協議会  
若園小学校区交通安全推進協議会  
竹村小学校区交通安全・家庭教育推進協議会  
駒場学区交通安全推進協議会  
大林小学校区交通安全推進協議会  
大畑小学校区交通安全推進協議会  
伊保小学校区交通安全推進協議会  
加納小学校区交通安全推進協議会  
青木小学校区交通安全推進協議会  
西広瀬小学校区交通安全推進協議会  
東広瀬小学校区交通安全推進協議会  
中金小学校区交通安全推進協議会  
上鷹見小学校区交通安全推進協議会  
東山小学校区交通安全推進協議会  
元城小学校区交通安全推進協議会  
梅坪小学校区交通安全推進協議会  
朝日小学校区交通安全推進協議会  
若林東小学校区交通安全推進協議会  
東保見小学校区交通安全推進協議会  
四郷小学校区交通安全推進協議会  
浄水小学校区交通安全推進協議会  
浄水北小学校区交通安全推進協議会  
平和小学校区交通安全推進協議会  
市木小学校区交通安全推進協議会  
若林西小学校区交通安全推進協議会  
衣丘学区交通安全推進協議会  
土橋小学校区交通安全推進協議会  
広川台小学校区交通安全推進協議会  
井上小学校区交通安全推進協議会  
五ヶ丘小学校区交通安全推進協議会  
西保見小学校区交通安全推進協議会  
五ヶ丘東小学校区交通安全推進協議会  
飯野小学校区交通安全推進協議会  
石畳小学校区交通安全推進協議会  
御作小学校区交通安全推進協議会  
中山小学校区交通安全推進協議会  
道慈小学校区交通安全推進協議会  
小原中部小学校区交通安全推進協議会  
敷島小学校区交通安全推進協議会  
本城小学校区交通安全推進協議会  
幸海小学校区交通安全推進協議会  
岩倉小学校区交通安全推進協議会  
九久平小学校区交通安全推進協議会  
滝脇小学校区交通安全推進協議会  
豊松小学校区交通安全推進協議会  
則定小学校区交通安全推進協議会  
巴ヶ丘小学校区交通安全推進協議会  
萩野小学校区交通安全推進協議会  
稲武小学校区交通安全推進協議会  
追分小学校区交通安全推進協議会  
冷田小学校区交通安全推進協議会  
明和小学校区交通安全推進協議会

(合計116団体、順不同)